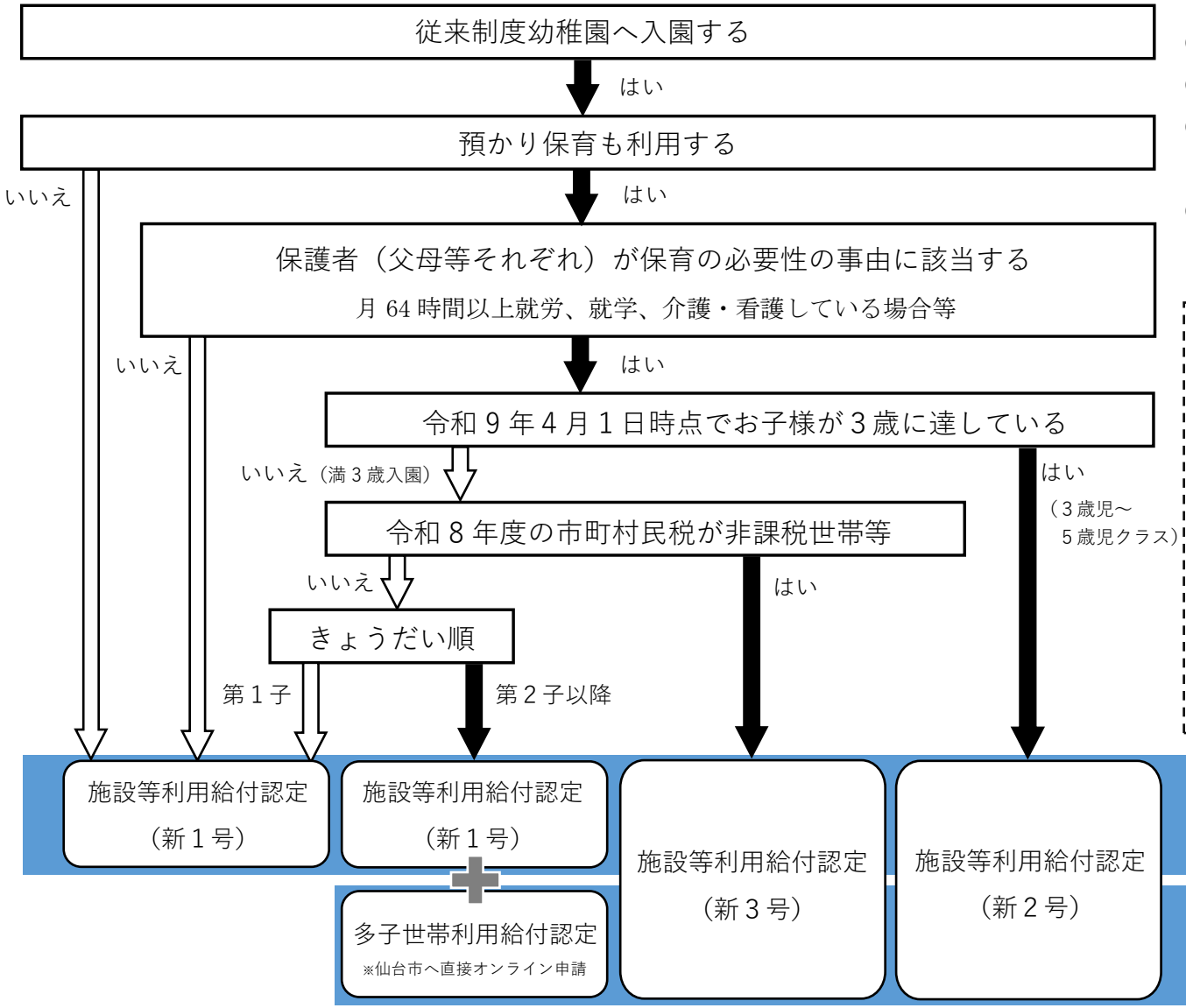
従来制度幼稚園へ入園予定の児童の保護者の皆様へ

・従来制度幼稚園の入園料・保育料や預かり保育の利用料を無償化の対象とするためには、「認定」が必要です。

・ご家庭の状況に応じ必要な認定をご確認いただき、各園を通じて申請してください。



●複数の認定が必要な場合、それぞれ申請が必要です。

●申請に必要な書類等は各申請案内等をご確認ください。

●きょうだいで入園する場合も、それぞれのお子様についての申請が必要です。

●認定の日付を遡ることはできませんので、**認定開始希望日前に申請してください。**

【お問い合わせ先】

仙台市幼児教育無償化事務センター

0120-587-287

【仙台市ホームページ】

幼児教育・保育の無償化（新２号・新３号）

第２子以降の保育料無償化（多子世帯利用給付認定）

入園料･教育時間の保育料が月額 28,000 円まで無償化
（国立大学附属幼稚園は月額 8,700 円まで）

預かり保育の利用料が日額上限 490 円まで無償化
（3～5歳児:月額上限 12,300 円）
（満3歳児　:月額上限 17,700 円）